

## 子ども・子育て支援事業について

筑西市の教育・保育施設では、下記の子ども・子育て支援事業を実施しています。実施施設については、裏面の「市内施設の概要」をご覧ください。利用申請は各施設で行っておりますので、詳細については利用を希望する施設にお問い合わせください。

### ○一時預かり事業（幼稚園型）・預かり保育推進事業等

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に入所している1号認定のお子さんを、教育時間（4時間）を超えてお預かりします。利用する場合は事前に施設へ申請が必要です。

費用：1時間100円 ※給食・おやつ代は実費徴収

### ○延長保育事業

保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、地域型保育に入所している2号認定・3号認定のお子さんを、保育時間（保育標準時間認定の場合11時間、保育短時間認定の場合8時間）を超えてお預かりします。利用する場合は事前に施設へ申請が必要です。

費用：1時間200円（おやつ代は実費徴収）

### ○一時預かり事業（一般型）

市内に在住し、施設に入所していない小学校就学前のお子さんを、保護者が疾病、災害、事故、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で保育できない場合に、一時的（原則週3日以内）にお預かりします。利用する場合は事前に施設へ申請が必要です。

休業日は、日曜日、国民の祝日、12月29日～翌年1月3日です。ただし、施設の都合により実施できない場合もあります。

費用：1時間200円（給食・おやつ代は実費徴収）

### ○病児保育事業（病後児対応型）

市内に在住し、保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、地域型保育又は小学校に通っている児童が、病気の回復期で、家庭での保育ができない場合に、一時的にお預かりします。利用する場合は事前に施設へ申請と、市内の病院で診療情報提供書（500円）を書いてもらう必要があります。

休業日は、日曜日、国民の祝日、12月29日～翌年1月3日です。ただし、施設の都合により実施できない場合もあります。

費用：2・3号認定を受けて認可保育施設に入所している児童 無料

その他 5時間以下1,000円、5時間を超える2,000円

### ○休日開所

保護者の就労等により、休日に保育ができない場合に、お預かりします。利用する場合は事前に申請が必要です。また、「休日保育代替休日取得状況表」の提出をお願いします。

休業日は、12月29日～翌年1月3日です。ただし、施設の都合により実施できない場合もあります。

費用：2・3号認定を受けて認可保育施設に入所している児童 無料

### 障がいのあるお子さんの教育・保育施設への入園について

障がいがあるお子さんや、発達に遅れがあるお子さんの受け入れを行っております。受け入れ可能施設は裏面の施設概要をご覧ください。申請の際には診断書等の提出と、お子さんの適応調査を行います。障がいの程度によってはお預かりできない場合もあります。